



2016年3月

居住者の皆様へ

Asahi Monthly Report

〔管理組合への届け出について〕

マンションには、決められた（管理規約・使用細則など）ルールを居住されている皆様を守る事によって、住みやすい住環境が得られます。

組合によって、さまざまな取り決めがありますが代表的な組合への届け出書類を下記に記載致しました。

- 1) お引っ越しする（転出入する）場合
- 2) 所有者の名義が変更された場合（売買、相続、贈与など）
- 3) 第三者に部屋を賃貸する場合
- 4) 専有部内、改修工事（理事会の承認が必要な場合があります）
- 5) 駐車を申し込む場合
- 6) 駐場に停めている車を買換える場合
- 7) 自転車・バイク置場を申し込む場合
- 8) 自転車・バイクを買換える（新たに購入する）場合
などが一般的な届け出書類です。



また、組合によっては「長期間、不在にする場合」などにも届出を必要とする場合もありますので、改めて管理規約・使用細則を見直しましょう。

書類の提出先は、管理事務室への提出が一般的です。